

(公財) 島根県障害者スポーツ協会 トップアスリート強化育成事業
令和 7 年度 強化指定選手募集要項

本募集は、本会理事会にて令和 7 年度の事業計画及び予算の承認を得られること、また、財源とする本会基本財産の取り崩しについて、本会理事会及び評議員会の承認を得た上で島根県知事の承認を得られることを前提に行うものです。

場合によっては、本事業の中止、本募集要項の内容の変更、提出書類の追加等を行う場合がありますので、予めご承知おきの上、ご申請ください。

1. 本事業について

- 申請にあたっては「トップアスリート強化支援事業実施要綱」(以下、「実施要綱」といいます。)を必ず確認してください。
- 実施要綱は令和 7 年 1 月に改正を行いました。主な改正点は以下の通りです。
 - ①指定対象とする要件の整理 (第 4 条)
 - ・指定対象を県内在住者に限定。
 - ・競技の性質に合わせ成績基準を再設定。
 - ・伸びしろがある次世代選手の発掘・育成を目的とした基準を設定。
 - *パラリンピック・デフリンピック出場が見込める成績区分：A 区分
 - *育成目的の区分：B 区分
 - ②指定期間の再設定 (第 5 条)
 - ・指定期間は 1 年度間とする。
 - ③強化支援金の金額及び種別の変更 (第 8 条)
 - ・予算内でより多くの選手へ支援を行うため、強化支援金の額を以下のとおり設定。
A 区分：30 万円/人、B 区分：15 万円/人
 - ・大会参加に係る支援金 (旧実施要綱第 5 条第 1 項第 2 号) は廃止。
- 強化選手は以下の人数を指定する予定です。
 - ・A1 区分：2 名
 - ・A2 区分：2 名
 - ・B 区分：2 名※各区分の内容については実施要綱別表第 1 を確認してください。

2. 申請手続きについて

- (1) 指定要件の確認
 - ・申請者自身にて、実施要綱第 4 条に定める要件を満たすか確認してください。
- (2) 申請書類の提出
 - ・以下の書類を申請期限日までに提出してください。
 - *強化選手指定申請書 (様式第 1 号)
 - ※B 区分での指定申請を行う場合は、実施要綱別表第 2 に定める団体からの推薦書 (様式第 1 号の 4) の添付が必要です。
 - *障がい者手帳の写し
 - ※障がい者手帳の交付を受けていない場合は、所属の競技団体や障がい者団体等から別添様式「報告書」の交付を受け、原本を提出してください。
 - *競技成績等の証明書類
 - ※「強化指定申請書」の『競技成績等』の欄に記入した成績等が確認できる書類を提出してください。Web ページのコピー等でも差支えありません。

- ・各様式は本会ホームページからダウンロードできます。以下のURLを入力するか、“島根県障害者スポーツ協会”で検索してください。
*ホームページURL <https://spokyo.org/>
- ・申請内容について照会を行う場合がありますので、申請書類は手元にコピーを取った上で提出してください。
- ・申請書類は郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。
なお、FAX又はEメールで提出した場合は、担当者まで電話にて到達確認を行ってください。

(3) 申請期限

・令和7年2月28日(金)

※期限を過ぎてからの申請は受け付けません。

また、添付書類の不備がある場合も受け付けをしませんので、提出前に十分確認の上、提出してください。

3. 強化指定の決定について

- ・令和7年3月に開催予定の本会選手強化委員会にて各申請者に対する指定の適否を審査し、その審査結果を踏まえ本会理事長が指定の可否を決定します。
- ・指定の可否の決定後、各申請者に対し文書にて、審査結果を通知します。

4. 強化費の支給について

- ・令和7年度の強化費の支給は以下のスケジュールを予定しています。
*令和7年2月：本会理事会及び評議員会における本会基本財産の取り崩し承認
*令和7年5月：島根県知事の本会基本財産の取り崩し承認
*令和7年6月以降：強化費の支給開始

5. 申請書類提出先、及び本件に関する問い合わせ先

(公財) 島根県障害者スポーツ協会 (担当：周藤)

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階

TEL 0852-20-7770 / FAX 0852-32-5982 / E-mail info_office@spokyo.org

ホームページURL <https://spokyo.org/>

※事業の要項・様式は右記の二次元バーコードからも確認できます。

